

「ゴールド集落」とは、毎年1月1日現在の住民基本台帳に登録された65歳以上の人口割合が50%以上の自治会区域で、本市独自の呼称です。

◆ゴールド集落支援事業

平成29年度のゴールド集落支援事業は、以下のとおりです。詳しくは、各問合先まで問い合わせください。

| 事業名 | 補助・支援対象 | 内容 | 問合先 | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--------------------|---|-------------------------|-----|-----|-------------|-----|--------------------------------|-------------|-----|-------------|-----|--------|-----|--|-------------|
| ゴールド集落重点支援地区補助金 | ゴールド集落 | 高齢化率が60%以上のゴールド集落に対し、助成を行います。 【補助金の額】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>高齢化率</th> <th>基本額</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60%以上～70%未満</td> <td>2万円</td> <td rowspan="3">左記の金額に自治会に加入する1世帯当たり1千円を加算します。</td> </tr> <tr> <td>70%以上～80%未満</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>80%以上～90%未満</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>90%以上～</td> <td>5万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 高齢化率 | 基本額 | 加算額 | 60%以上～70%未満 | 2万円 | 左記の金額に自治会に加入する1世帯当たり1千円を加算します。 | 70%以上～80%未満 | 3万円 | 80%以上～90%未満 | 4万円 | 90%以上～ | 5万円 | | 本庁 地域政策課 |
| 高齢化率 | 基本額 | 加算額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 60%以上～70%未満 | 2万円 | 左記の金額に自治会に加入する1世帯当たり1千円を加算します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 70%以上～80%未満 | 3万円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 80%以上～90%未満 | 4万円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 90%以上～ | 5万円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ゴールド集落自主活動支援補助金 | ゴールド集落 特例ゴールド集落 | ゴールド集落が行う自主事業に対し、12万円を上限として、事業費の10分の9以内の額の助成を行います。(1千円未満は端数切捨て) 事業費が5万円未満の場合は、10分の10の助成を行います。 特例ゴールド集落が行う自主事業に対し、10万円を上限として、事業費の10分の9以内の額の助成を行います。(1千円未満は端数切捨て) | | | | | | | | | | | | | | |
| ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金 | 地区コミュニティ協議会 | 地区内のゴールド集落への支援を行う地区コミュニティ協議会に対し、1ゴールド集落当たり5万円の助成を行います。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ゴールド集落支援市民活動補助金 | NPO法人 ボランティア団体 | ゴールド集落の活性化や課題解決に向けた公共的な活動を行うNPO法人、ボランティア団体などに対し、24万円を上限として、事業費の4分の3以内の額の助成を行います。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ゴールド集落支援職員の配置 | ゴールド集落 特例ゴールド集落 | ゴールド集落などと行政のパイプ役として職員を配置し、情報提供や相談・アドバイスなどの活動を行い、地域の活性化を図ります。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ゴールド集落自主防災組織結成支援事業 | ゴールド集落 特例ゴールド集落 | 自主防災組織未結成のゴールド集落などに対し、自主防災組織結成手続き、訓練計画作成・実施の支援を行います。 | 本庁 防災安全課 | | | | | | | | | | | | | |
| ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業 | ゴールド集落内の農林産物の生産農家 | ゴールド集落内の農作物被害を防止するため、有害鳥獣防止施設(電気柵など)の購入費用の3分の2を助成し、必要な場合は、設置に係る人件費についても助成します。 | 本庁 農政課 | | | | | | | | | | | | | |
| ゴールド集落火災予防対策等事業 | ゴールド集落 特例ゴールド集落 | 消防職員・消防団員がゴールド集落などに対し、定期的な巡回や声掛けを実施し、住宅の台所などの点検や火災予防の広報活動を行います。 | 消防局 警防課 ☎(22)0119 | | | | | | | | | | | | | |

◆ゴールド集落支援関連事業

| 事業名 | 補助・支援対象 | 内容 | 問合先 |
|---------------|---------|--|-------------|
| 宅配サービス事業者紹介事業 | — | 集落に店がなく、食品や生活用品の購入に苦慮し、宅配サービスの斡旋を望むゴールド集落などに対して、宅配サービスを行う業者の情報提供を行います。 | 本庁 商工政策課 |

市では、過疎化や高齢化が進行するゴールド集落などについて、地域が抱える課題の解決と市民が住み慣れた地域に安心して住み続けられる地域づくりを推進するため、さまざまな支援事業を展開しています。今回は、平成29年度の支援事業についてお知らせします。

●平成29年度ゴールド集落(147自治会)

平成29年1月1日現在

| 地域 | 自治会名 |
|--------|---|
| 川内(68) | 小倉、大小路中央街、昭和通り、太平橋三丁目、太平橋四丁目、皿山、楠元下、楠元中、木屋園、瀬戸、長野(平佐東)、久住、永野段、高貫、川永野、東大谷、百次大原野、高牧、山田小原、尾原、山田山、砂岳(水引)、船間島、湯ノ浦上、東手、網津中、宇都、東上手、西上手、井上、川底上、川底中、水引東団地、草道上、草道中、浜田、上、白浜(峰山)、小麦川、麓(峰山)、瀬戸地、本馬場、加治屋、小田、十原、前向(寄田)、天神、新田、上野(寄田)、土川、役田、西川内、小川、上大迫、一条殿、都合、松岡、長野(吉川)、吉川、宇都川路、下之段、湯之元、伊勢美山、内門、三田、松園、浦小路、下町 |
| 樋脇(24) | 上藤本、菖蒲ヶ段、下牛鼻、岩下、上牛鼻、上野下、上段前、上段後、城後、笹原、鍋原、平田、田代、向田代、西之原、上之原、下村、庄内、杉馬場、子田形、笹ヶ迫、倉野上、木下、笹嶺 |
| 入来(16) | 新町、立石、本町、永田、麓上、松山、蒲生原、平木場、原、内之尾、小豆迫、山下、草渡、長野下、水戸、八重 |
| 東郷(16) | 南瀬下、向江園、城ヶ原、向江原、大塚、山ノ口、笹野、山田下、山田上、古里、鳥丸上、原、堀、大久保、中津保、本保 |
| 祁答院(7) | 矢立、中、小牧、滝間、中武、馬頃尾、菊地田 |
| 里(1) | 蘭上 |
| 上甕(6) | 中野、上甕町江石、平良、小島、瀬上、桑之浦 |
| 下甕(8) | 岡、浜、上、下、前迫、後迫、芦浜、瀬尾 |
| 鹿島(1) | 鹿島南 |

●平成29年度特例ゴールド集落(10自治会)

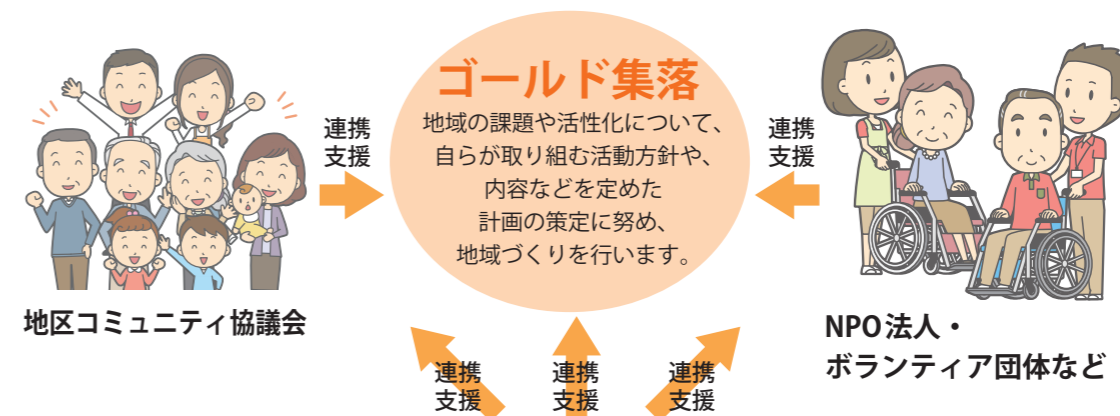
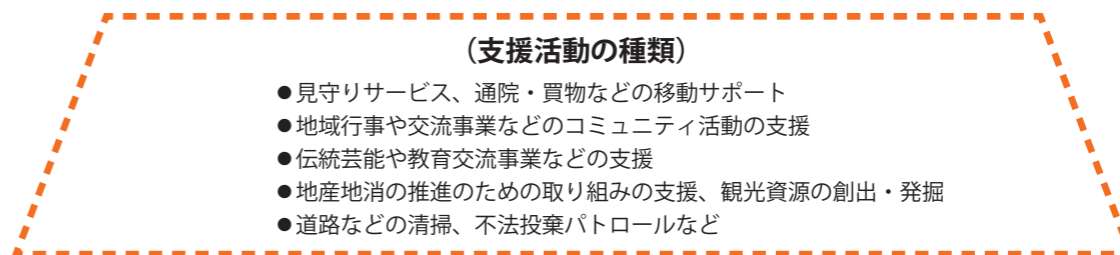
平成29年1月1日現在

| 自治会名 |
|---------------------------------------|
| 戸田、上高江、長崎、山ノ口(寄田)、大平、水流、下祢地山、桂迫、日の出、港 |

「特例ゴールド集落」とは

平成28年度にゴールド集落であって、平成29年度にゴールド集落の指定から外れた自治会をいいます。

活用できる支援事業に限りがあります。詳しくは次のページを参照ください。



「問合先」＝本庁地域政策課
コミュニティ・生涯学習グループ
☎(23)5111